

札幌市文化芸術公演配信補助金の交付に関する要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、公演活動を自粛している地元文化団体等が行う無観客公演に対し交付する補助金について、必要な事項を定める。

2 補助金の対象者

補助金の対象者は、本市に主たる活動の場を有する団体又は個人とする。ただし、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これに準じるものを出資している団体でないこと。また、市内で不特定多数の観客に対し対価を得て公演等を行う活動歴が1年以上あること。

3 補助金の対象活動

補助金の対象となる活動は、市内のホール等において、音楽、演劇、舞踊、伝統芸能などの無観客公演を補助決定後に新たに行い、その動画を無料で配信するもので、1団体又は1個人につき1活動に限るものとする。ただし、政治的又は宗教的な普及宣伝等を目的とする活動及び本市の他の補助金又は補助金の交付金を受領済みの活動については補助の対象としないものとする。

4 補助金の対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助金の対象活動に要する経費とし、別表に定めるものとする。

5 補助金の額

補助金の額は、前項の対象経費の額のうち、団体にあつては1団体200万円、個人にあつては1人50万円を限度額として予算の範囲内で市長が定める額とする。

6 申請書の提出

補助金の交付を受けようとするものは、原則として市長が定める日までに、別紙様式による申請書を市長に提出するものとする。

7 選考委員会への諮問

補助金の対象者の選考については、札幌市附属機関設置条例第2条第1項に基づく札幌市文化芸術公演配信補助金選考委員会（以下「委員会」という。）に、諮問することとする。

8 補助金の対象者の決定

補助金の対象者は第6項の規定により申請書を提出したものの中から、委員会の答申を受け、市長が決定する。

9 活動内容等の変更

前項の規定により補助金の対象者と決定されたものは、補助の対象となった活動の目的又は内容を変更することはできない。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

10 報告

補助金の対象者は、市長が指定する日までに、活動実績を記録した報告書を市長に提出しなければならない。

11 交付決定の取消し

市長は、補助金の対象者が次の各号のいずれかに該当するときは補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 活動の遂行が困難であると認められたとき
- (2) 正当な理由がなく第9項の規定に違反したとき
- (3) その他補助金の交付決定を取り消すことが適当であると認められたとき

12 補助金の返還

市長は、第9項ただし書の規定により活動の目的又は内容の変更を承認したときは、補助金の一部を返還させることができる。また、前項の規定により交付決定の取消しを受けたものは、直ちに補助金の全額を返還しなければならない。

13 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

別表

費目	詳細
会場費	会場使用料（設営、ゲネプロ、撤去、練習場の借料を含む）、付帯設備使用料、会場設営費、撤去費
物件費	照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費、運搬費、大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費等
撮影 配信費	制作会社等への委託費、機材等のレンタル、編集・配信コンサルティング費用等
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原資料、公演活動制作料等

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年5月8日から施行する。

（期間）

- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。